

公募型プロポーザルの公告

酒田市市有施設太陽光発電設備導入調査業務について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和7年6月2日

酒田市長 矢口 明



1 業務の概要

- (1) 業務名 酒田市市有施設太陽光発電設備導入調査業務
- (2) 業務内容 市有施設太陽光発電設備導入調査業務
詳細については、酒田市市有施設太陽光発電設備導入調査業務公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）及び酒田市市有施設太陽光発電設備導入調査業務仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和8年1月16日 まで

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、単独企業又は業務を共同連帯して受託するため2以上の者を構成員として結成された共同企業体等のグループ（以下「共同企業体」という。）とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

なお、共同企業体については、以下の①から④の要件を構成員の全てが満たし、⑤の要件は構成員のいずれかが満たしていること。また、共同企業体の構成員は、単独での応募又は他の共同企業体の構成員として、重複して応募しないこと。

- ① 令和7・8年度酒田市競争入札（見積）参加者登録簿（物品・役務・賃貸借）の業種コード115「調査・研究、コンサルティング」細目コード2「コンサルティング」において登載され、山形県内に本社・営業所等を有すること。
- ② 公告の日から受託候補者特定の日までのいずれの日においても、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- ③ 公告の日から受託候補者特定の日までのいずれの日においても、酒田市競争入札参加資格者指名停止要綱（平成29年告示580号）に基づく指名停止を受けている者でないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ⑤ 国又は地方公共団体の発注による本業務の内容と同種業務又は類似業務を、本社が東北管

内又は新潟県内で受注し、かつ、履行した実績を有していること。また、営業所等での参加の場合は、本社、他営業所等において同種の業務又は類似の業務を、東北管内又は新潟県内で受注し、かつ、履行した実績を有していること。なお、同種業務とは、公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査業務とする。

3 参加表明手続

実施要領 6 に定めるところにより必要書類を提出すること。

4 企画提案書等の提出

企画提案書等は、実施要領 7 に定めるところにより必要書類を提出すること。

5 審査方法

提出された企画提案書は、実施要領 9 に定めるところにより審査し、受託候補者及び次点者を特定する。

6 その他

その他詳細は、実施要領に定めるところによる。実施要領及び各種提出様式は、市ホームページ (<http://www.city.sakata.lg.jp/>) に掲載する。